

## 農業振興地域整備計画変更等理由書

- 1 五ヶ瀬町農業振興地域整備計画の変更理由  
経済情勢の変動その他情勢の推移

- 2 農用地利用計画の変更理由等

- ① 農用地区域への編入

No.	農用地区域へ編入する土地	編入理由
1	鞍岡字倉元 2 1 9 2 番地 2	中山間地域直接支払制度の対象農地として、当該農地における農業上の利用を確保させていくため。

- ② 農用地区域からの除外

No.	農用地区域から除外する土地	除外理由
1	三ヶ所字瀬丸 6 1 7 番地 1	現住住宅が高速道路敷設用地として立ち退きとなり代替建築用地として利用。なお、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項の要件を満たす。

- ③ 用途変更

No.	農用地区域内で用途区分を変更する土地	変更理由